

書類送付のご案内

2023年 7月 1日

特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク

理事長 山口益弘 様



〒329-2735

栃木県那須塩原市太夫塚 1丁目195

株式会社三和住宅 賃貸部

TEL 0287-36-5353 FAX 0287-36-8699

担当者 益子 泰博

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、下記書類をご送付致しますので、よろしくご査収
くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

以前ご指摘を頂いた賃貸借契約書 16条 4項につきまして、修正部分の契約書約
款を送付いたします。ご確認の程よろしくお願いいたします。

尚、他の条項については網掛けをしております、ご容赦くださいませ。貴重な
ご意見ありがとうございました。

以上

第4条 (遅延損害金)

- 1.
- 2.
- 3.

はならない。

第5条 (引当金)

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

第6条

乙又入するものとする。

第7条

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)

大声・振動・臭気の発散、げんか、麻雀あるいは賭博行為、その他

第8条

- (1)
- (2)

第9条

- 1.
- 2.

3. 乙が1号中、本物件に修繕を要する状態を発生した時は、直ちに

4. 件

第11条 (損害賠償)

1. 乙、第3条に定める事項は、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、
2. 自然

の損害については、甲はその賠償等一切の責任を負わない。

第1条 1. 乙は、本物件の占有を、甲が本物件の所有権を有する限り、甲に譲渡するものとする。但し、甲は本契約が終了するまで返還しない。

第1条 1. 乙は、本物件の占有を、甲が本物件の所有権を有する限り、甲に譲渡するものとする。但し、甲は本契約が終了するまで返還しない。

第15条 天災、地震、水害、火災、暴風雨、洪水、津波、噴火、その他不可抗力による事由により、本物件の占有が出来なくなるとする。

第16条 (明け渡し)

1. 乙は、本契約が終了した時、本物件の占有を甲に明け渡すものとする。
2. 乙は、本契約が終了した時、本物件の占有を甲に明け渡すものとする。
3. 乙は、本契約が終了した時、本物件の占有を甲に明け渡すものとする。

乙は明け渡し退去に際し、甲に対して乙が支出した有益費の償還請求、造作物の買取、正当な事由に基づかない立退料、その他名目の如何にかかわらず本契約に基づく以外の請求は行わないものとする。

5. [Redacted]

第17条 (連帯保証人) 1. [Redacted]

第18条 (連帯保証人) 1. [Redacted]

つ)である場合、本契約と保証会社等との保証・支払委託契約との間で同様の内容を定めた条項については、当該保証・支払委託契約

第1条 1. [Redacted]

2. 乙は、丙が委任された権限を行使したことについて、丙・甲その他

① [Redacted]

第2条 1. [Redacted]

第2条 1. [Redacted]

第2条 1. [Redacted]

第2条 1. [Redacted]

特 記されるものとし、

以上、契約締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印の上、各1通を保有する。